

令和2年4月10日

保護者 様

川崎市立西中原中学校
校長 安部賢一

新型コロナウイルス感染拡大に係る対応について（第5報）

標記の件につきましては、4月8日に発効した改正特措法に基づく緊急事態宣言を受けて、川崎市が示した新たな方針を踏まえ、本校の取組を以下の通りお知らせいたします。

緊急事態宣言後も感染防止に努めつつ、生徒の健康観察や健康保持、学習課題の提供と回収等のために、時差登校による健康観察を引き続き週1回行います。また、クラスごとの教育相談（新担任と生徒との個別面談）、本校のスクールカウンセラー等による電話相談窓口を毎日開設するなど、臨時休業中の心のケアに努めます。

いずれの場合も公共交通機関の利用は避け、発熱や体調不良者は登校・外出を控えてください。また、年少者の世話をするために登校が困難な場合、家族を含めた基礎疾患により登校が不安な場合など、遠慮なくご相談ください。随時、家庭訪問を行って対応いたします。本件に係る状況は刻一刻変化しております。今後とも国内や本市の状況を見極めながら適切に判断し、随時、配信メールにてお知らせいたします。

1. 臨時休業期間

令和2年4月6日（月）～ 令和2年5月6日（水）

※4月17日（金）まで延長した前回の臨時休業期間を再延長します。

2. 臨時休業期間中の任意登校

(1) 健康観察

これまで同様、週1回の健康観察登校を下記の日程で行います。時差登校をより細かく設定したり、在校時間を短縮したりして生徒同士の接触をさらに減らします。

<登校日> 4月10日（金）、 17日（金）、 24日（金）、 5月1日（金）

※それぞれ登校時刻や内容などの詳細は配信メールでお知らせします。

※17日は1年生全員と2，3年生未了者の生徒手帳用の写真撮影があります。

※いずれの日も提出物や学習課題の回収とともに、次週の学習課題等を配付します。

課題は新年度の評価資料の一部とする場合があります。

※17日以降、感染拡大に伴う社会情勢等を踏まえて、健康保持のためのリフレッシュタイム（グラウンド開放）を再開します。

(2) 教育相談（生徒面談）

例年生徒に書いてもらう『担任の先生に知っておいてほしいこと』には、自分のことを理解してほしい子どもたちが、担任に宛ててメッセージをたくさん書いてくれています。そこで、新担任と生徒との相互理解と心のケアを図るため、教育相談（生徒面談）を実施します。

下記の期間中に日時を指定して生徒に登校してもらい、担任と面談します。具体的な日時は17日の登校日にプリントを配付します。

＜実施期間＞ 4月20日（月）、21日（火）、22日（水）、23日（木）
4月27日（月）、28日（火）、30日（木）

※上記のなかの一日、一人15分程度、担任と二者で面談します。

※登校に支障がある場合、指定の日時では都合が悪い場合は変更も可能です。

(3) 保護者面談

例年、保護者に記入していただく『お子様の理解を深めるために』の中で学級担任との面談を希望した方とこの期間中にお会いしたいと思います。

13日（月）以降、担任から各家庭に個別にお電話を差し上げ、面談の日程調整をいたします。面談は保護者と担任の二者、保護者と生徒と学級担任の三者のどちらでもけっこうです。

＜実施期間＞ 4月13日（月）～16日（木）

※上記の期間で都合が悪い場合は臨時休業明けとなります。

3. 臨時休業中の電話相談（心のケア）

新型コロナウイルス感染拡大への不安、臨時休業中のストレス等、子どもたちが抱える心の問題へのケアがますます重要になっています。

本校では、スクールカウンセラーをはじめ、支援教育コーディネーター、養護教諭等でこうした問題を抱える生徒のために電話相談窓口を開設します。

＜開設期間＞ 4月13日（月）～5月1日（金）の平日

＜開設時間＞ 13時00分～16時00分

＜電話番号＞ 777-2546（相談室専用、直通ダイヤル）

※保護者の皆様のご相談も受け付けています。

※上記以外にもご相談がありましたら、遠慮なく学校までお問い合わせください。